

濃厚接触者の待機期間短縮について

令和4年7月22日付で厚生労働省から、新型コロナウイルスの流行「第7波」を受け濃厚接触者に求めている自宅などでの待機期間を原則7日間から5日間に短縮すると発表がありました。

本学でも、7月22日より、濃厚接触者の待機期間は5日間とし、出席（出勤）停止の対応をとることとなりましたのでお知らせします。

なお、具体的な自宅待機期間は、保健所または保健センター（大学）の指示に従ってください。